

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 告 示 ——

- 亀岡市安心長寿の福祉助成金交付要綱の一部改正 (子育て支援課) 3
- 亀岡市社会福祉法人等介護保険事業利用者負担軽減要綱の一部改正 (高齢福祉課) 3
- 住民基本台帳からの職権消除 (市民課) 3
- 市道路線の認定に関する告示 (土木管理課) 4
- 市道路線の区域に関する告示 (土木管理課) 4
- 市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 5
- 市道路線の廃止に関する告示 (土木管理課) 6
- 南丹都市計画公園事業の認可 (都市計画課) 7
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 7
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 7
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 8
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 8
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 8

—— 公 告 ——

- 亀岡市職員採用試験公告 (人事課) 10
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 14
- 亀岡市農業委員会総会の招集 (農林振興課) 18
- 亀岡市亀岡駅北土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届け出 (都市計画課) 18
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 19
- 南丹都市計画公園事業の認可 (都市整備課) 24
- 南丹都市計画公園事業の認可による関係図書の写しの縦覧 (都市整備課) 24
- 亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 24
- 亀岡市大井町南部土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届け出 (都市計画課) 25

—— 任免及び辞令 ——

監査委員欄

—— 公 表 ——

- 平成25年度行政監査結果に対する措置状況 26
- 平成25年度定期監査結果に対する措置状況 26
- 平成25年度定期監査結果に対する措置状況 28

教育委員会欄

—— 任免及び辞令 ——

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

○亀岡市農業委員会委員一般選挙における当選人の住所及び氏名 29

公平委員会欄

—— 告 示 ——

○職員団体の登録 30

農業委員会欄

—— 公 告 ——

○第22期亀岡市農業委員会委員の所属部会の公告 31

告示

亀岡市告示第161号

亀岡市安心長寿の福祉助成金交付要綱（平成7年亀岡市告示第70号）の一部を次のように改正する。

平成26年7月1日

亀岡市長 栗山正隆

第2条中「世帯主」の次に「とする。」を加え、同条第2号中「母子」を「ひとり親」に改める。

別記様式中「母子」を「ひとり親」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成26年度分の助成金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第162号

亀岡市社会福祉法人等介護保険事業利用者負担軽減要綱（平成12年亀岡市告示第106号）の一部を次のように改正する。

平成26年7月1日

亀岡市長 栗山正隆

第5条中「6月30日」を「7月31日」に

改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の亀岡市社会福祉法人等介護保険事業利用者負担軽減要綱第5条の規定にかかわらず、平成26年7月1日から平成26年7月31日までに発行する確認証の有効期限は、平成27年7月31日とする。

「揭示済」

亀岡市告示第163号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年7月2日

亀岡市長 栗山正隆

1 住 所 省略

2 氏 名 省略

3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第164号

市道路線の認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成26年7月4日

亀岡市長 栗山正隆

認定告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
01306	北古世西川線	亀岡市追分町下島45番11先	
		亀岡市篠町馬堀駅前1丁目44番3先	
17071	保津川公園線	亀岡市保津町鐘鑄島18番4先	
		亀岡市追分町一本木31番1先	

「揭示済」

亀岡市告示第165号

市道路線の区域に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成26年7月5日から平成26年7月18日まで一般の縦覧に供する。

平成26年7月4日

亀岡市長 栗山正隆

区域告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01306	北古世西川線	亀岡市追分町下島45番11先	1,565.00m	11.00m
		亀岡市篠町馬堀駅前1丁目44番3先		13.70m
17071	保津川公園線	亀岡市保津町鐘鑄島18番4先	380.00m	12.00m
		亀岡市追分町一本木31番1先		44.50m

「揭示済」

亀岡市告示第166号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成26年7月4日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成26年7月5日から平成26年7月18日まで一般の縦覧に供する。

平成26年7月4日

亀岡市長 栗山正隆

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01306	北古世西川線	亀岡市追分町下島45番11先	1,027.85m	11.00m
		亀岡市篠町馬堀駅前1丁目44番3先		13.70m

「揭示済」

亀岡市告示第167号

市道路線の廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止する。

その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成26年7月4日

亀岡市長 栗山正隆

廃止告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
01280	北古世西川線	亀岡市古世町向嶋6番7先	
		亀岡市篠町馬堀駅前1丁目44番3先	

「揭示済」

亀岡市告示第168号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により南丹都市計画公園事業を認可した。

平成26年7月11日

亀岡市長 栗山正隆

1 施行者の名称

亀岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類

南丹都市計画公園事業

(2) 名称

5・5・303号

京都・亀岡保津川公園

3 事業施行期間

平成26年7月11日から

平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

亀岡市保津町鐘鑄島、正人淵、針ノ木新田、荒打及び上中島並びに追分町一本木地内

(2) 使用の部分

なし

「揭示済」

亀岡市告示第169号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効

としたので告示する。

平成26年7月11日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1908-44006

1 保険者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成26年4月1日

3 無効になる日

平成26年7月11日

「揭示済」

亀岡市告示第170号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年7月17日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1203-31045

1 保険者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

- 2 交付した日
平成26年4月1日
- 3 無効になる日
平成26年7月17日

「揭示済」

亀岡市告示第171号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年7月25日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0125-85001

- 1 保 険 者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
平成26年4月1日
- 3 無効になる日
平成26年7月25日

「揭示済」

亀岡市告示第172号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年7月29日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1101-51086

- 1 保 険 者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
平成26年4月1日
- 3 無効になる日
平成26年7月29日

「揭示済」

亀岡市告示第173号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成26年7月31日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域

J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域

J R 並河駅前自転車放置禁止区域

J R 千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成26年7月31日（木）

午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 14台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話0771 (25) 5043

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第29号

亀岡市職員採用試験公告

亀岡市職員採用試験を次のとおり実施する。

平成26年7月1日

亀岡市長 栗山正隆

1 試験区分及び採用予定人数

試験区分	行 政				土 木			保育士	保健師	管理栄養士
	I	II	III	学芸員	I	II	III			
採用予定人数	15名程度			若干名	若干名			若干名	1名	1名

2 受験資格

(1) 次に該当する人が受験できる。

ア 行政Ⅰ（上級）

昭和63年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人

（学歴は問わないが、学校教育法による大学卒業程度の学力を必要とする。）

イ 行政Ⅱ（民間経験）

昭和59年4月2日以降に生まれた人で民間企業での職務経験が5年以上の人

（学歴は問わないが、学校教育法による大学卒業程度の学力を必要とする。）

※「民間企業での職務経験が5年以上」とは、会社員、団体職員等として6箇月以上継続して常勤で職務に従事（非常勤のアルバイト、パートタイムは含まない。）した期間が該当し、複数の場合は、通算することができる。ただし、国家公務員又は地方公務員としての職務期間は含まない。（平成27年3月31日現在で5年見込みの場合を含む。）

ウ 行政Ⅲ（初級）

平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人

（学歴は問わないが、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を必要とする。）

エ 学芸員（上級）

昭和49年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を日本史学専攻で卒業し、学芸員資格（取得見込を除く。）を有する人

オ 土木Ⅰ（上級）

昭和63年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人

（学歴は問わないが、学校教育法による大学（土木専門課程）卒業程度の学力を必要とする。）

カ 土木Ⅱ（民間経験）

昭和54年4月2日以降に生まれた人で民間企業での土木に関連する職務経験（設計、施工管理等）が3年以上の人

（学歴は問わないが、学校教育法による大学（土木専門課程）卒業程度の学力を必要とする。）

※「民間企業での職務経験が3年以上」とは、会社員、団体職員等として6箇月以上継続して常勤で職務に従事（非常勤のアルバイト、パートタイムは含まない。）した期間が該当し、複数の場合は、通算することができる。ただし、国家公務員又は地方公務員としての職務期間は含まない。（平成27年3月31日現在で3年見込みの場合を含む。）

キ 土木Ⅲ（初級）

平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人

（学歴は問わないが、学校教育法による高等学校（土木系）卒業程度の学力を必要とする。）

ク 保育士

平成2年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人で保育士資格（取得見込を含む。）を有する人、又は昭和54年4月2日以降に生まれた人で保育士の職務経験が2年以上の人

（学歴は問わないが、学校教育法による短期大学卒業程度の学力を必要とする。）

※「保育士の職務経験が2年以上」とは、公立、私立の保育所、託児所等で6箇月以上継続して常勤で職務に従事（非常勤のアルバイト、パートタイムは含まない。）した期間が該当し、複数の場合は、通算することができる。（平成27年3月31日現在で2年見込みの場合を含む。）

ケ 保健師

昭和54年4月2日以降に生まれた人で、保健師資格（取得見込を含む。）を有する人

コ 管理栄養士

昭和54年4月2日以降に生まれた人で、管理栄養士資格（取得見込を含む。）を有する人

(2) 次に掲げる条件のいずれかに該当する人は受験することができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊す

ることを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 1次試験

(1) 方法

筆記試験（多肢択一式）

試験区分	試験科目	出題分野（予定）
行政 （学芸員含む）	教養試験	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能
土木Ⅰ・Ⅱ	専門試験	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、土木施工
土木Ⅲ	専門試験	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工
保育士	専門試験	社会福祉、児童家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理、保育内容、子どもの保健（精神保健を含む。）
保健師	専門試験	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
管理栄養士	専門試験	社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営

(2) 日時・場所

平成26年9月21日（日）午前10時から『ガレリアかめおか』において行う。

(3) 1次試験合格発表

平成26年10月上旬に通知する。

4 2次試験

(1) 方法（予定）

ア 集団面接試験

イ 論文試験（行政Ⅰ・行政Ⅲ・学芸員・土木Ⅰ・土木Ⅲ・保育士・保健師・管理栄養士）

ウ グループ討議（行政Ⅱ・土木Ⅱ）

エ 実技試験（保育士）

(2) 日時・場所

平成26年10月下旬、亀岡市内において行う。

詳しい日時、場所及び提出書類等については1次試験合格者に通知する。

5 3次試験

(1) 方法（予定）

ア 個別面接試験（行政（学芸員含む。）・土木・保健師・管理栄養士）

(2) 日時・場所

平成26年11月中旬、亀岡市内において行う。

詳しい日時、場所及び提出書類等については2次試験合格者に通知する。

6 最終合格発表

平成26年12月上旬まで（予定）に通知する。

7 採用

最終合格者は、試験区分ごとに作成する職員採用候補者名簿に登載し、平成27年4月1日以降必要に応じ採用される。

なお、この名簿の有効期間は、平成28年4月1日までとする。

8 初任給（標準例）

（参考：平成26年4月1日現在。ただし、地域手当を含む。）

行政Ⅰ	（大学卒）	182,532円
行政Ⅱ	（大学卒・民間経験5年）	208,714円
行政Ⅲ	（高校卒）	148,506円
学芸員	（大学卒）	182,532円
土木Ⅰ	（大学卒）	182,532円
土木Ⅱ	（大学卒・民間経験3年）	196,948円
土木Ⅲ	（高校卒）	148,506円
保育士	（短大卒）	161,968円
保育士	（短大卒・職務経験2年）	168,222円
保健師	（大学卒）	182,532円
管理栄養士	（大学卒）	182,532円

上記のほか、市職員の給与に関する条例等の規定に従い、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）等の諸手当が要件に応じて支給される。

9 受験手続及び受付期間

(1) 申込

ア 7月1日（火）から配付する申込書及び自己紹介書に必要事項を記入し、最近6箇月以内に撮影した本人の写真（上半身脱帽、正面向タテ4cm、ヨコ3cm）を貼り、亀岡市企画管理部人事課に提出することとする。（郵送可）

イ 申込書等（申込書、自己紹介書）を郵送する場合は、必ず簡易書留で封筒の表に『採用試

『験受験』と朱書し、返信用封筒（82円切手を貼って、宛先を明記したもの）を同封のうえ送付すること。

ウ 申込書受理後は、申込みをした区分の変更はできない。

エ 身体に障害があり、受験に際して配慮が必要な場合は、あらかじめ連絡すること。

(2) 受付期間

申込みは、持参の場合は平成26年7月1日（火）から平成26年8月1日（金）まで受け付ける。（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除き、午前9時から午後5時まで）

郵送の場合は締切日を7月30日（水）とし、締切日の消印のあるものは有効とする。

10 採用試験についての問い合わせ

受験手続、その他の不明な点は亀岡市企画管理部人事課に問い合わせることとする。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

電話（0771）22-3131（市役所代表）…（内線2154）

電話（0771）25-5016（人事課直通）

URL : <http://www.city.kameoka.kyoto.jp>

「揭示済」

亀岡市公告第30号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成26年7月3日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名

26人権第1号 亀岡市立東部文化センター大規模改修工事（建築）

(2) 工事場所 亀岡市篠町野条地内

(3) 工事種別 建築一式工事

(4) 工事概要

鉄筋コンクリート造3階建て 1,492.66㎡

・耐震補強工事 一式

RC壁増設 1か所

- | | | |
|----------------------|---|---------------------------|
| 梁補強 | 1か所 | |
| 鉄骨水平ブレース補強 | 13か所、軸ブレース | 4か所 |
| 屋根方杖増設 | 3か所 | |
| ・エレベーター棟増築工事 | | 一式 |
| P C造3階建て | 28.97㎡、11人乗りE V | |
| ・大規模改修工事 | | 一式 |
| 内外装改修（外壁吹付、事務室内装改修等） | | |
| 外構改修 | | |
| (5) 予定価格（税込） | 108,540,000円 | |
| | | 【入札書比較価格（税抜）100,500,000円】 |
| (6) 工 期 | 契約日の翌日から平成27年2月13日まで | |
| (7) 部 分 払 | 無 | |
| (8) 前 金 払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） | |
| (9) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。 | |
| (10) 最低制限価格 | 採用 | |
| (11) 入札保証金 | 免除 | |
| (12) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。 | |

2 入札参加資格要件

- (1) 平成26年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（建築一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成26年4月1日以降に発注された建築一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、

随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。
また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
(5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成26年7月3日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成26年7月3日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成26年7月8日（火） 午前9時から午後5時まで 平成26年7月9日（水） 午前9時から午後3時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成26年7月11日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知。	

質疑の受付	申請書等に関する質問 平成26年7月7日（月） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成26年7月15日（火） 午後1時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成26年7月16日（水） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成26年7月23日（水） 午前9時から午後5時まで 平成26年7月24日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成26年7月25日（金） 午前10時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第31号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項により、亀岡市農業委員会総会を招集し、亀岡市農業委員会総会会議規則（昭和32年亀岡市農業委員会規則第1号）第2条第1項の規定により公告する。

平成26年7月8日

亀岡市長 栗山正隆

記

1 日 時

平成26年7月22日（火）
午後1時30分から

2 場 所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所 1階「市民ホール」

3 議 題

部会の構成及び役員の選出について

「揭示済」

亀岡市公告第32号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、亀岡市亀岡駅北土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届け出があった。

平成26年7月10日

亀岡市長 栗山正隆

役職	氏名	住所
理事長	関本 孝一	省略
副理事長	森川 佳明	省略
副理事長	田中 勝示	省略
理事	関口 征治	省略
理事	田中 幸雄	省略
理事	廣瀬 文章	省略
理事	森川 寿文	省略
理事	八木 繁	省略

「揭示済」

亀岡市公告第33号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成26年7月11日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名

南部工第4号

大井町南部土地区画整理事業道路築造等整備その4工事

(2) 工事場所 亀岡市大井町並河前脇地内外

(3) 工事種別 土木一式工事

(4) 工事概要

工事延長 L=598.6m

道路工事（並河亀岡停車場線、102号線、105号線、108号線）

土工	1式
法面工 盛土法面整形工	A=45.8m ²
地盤改良工 セメント安定処理 t=800	A=24.6m ²
舗装工 基層 再生粗粒度As t=5cm	A=1599.4m ²
上層路盤 RM-30 t=10cm	A=3997.1m ²
下層路盤 RC-40 t=10cm	A=2397.7m ²
下層路盤 RC-40 t=15cm	A=1599.4m ²
排水構造物工 自由勾配側溝 W300×H300~900	L=1022.5m
L型街渠	L=540.0m
L型街渠柵	N=38箇所
集水柵	N=6箇所
1号水路工 1200×1000~1400×1000	L=190.7m
擁壁工 重力式擁壁	L=35.5m
L型擁壁	L=43.4m
整地工事（35街区、43街区）	
土工 盛土	V=5388.8m ³
法面工	A=565.7m ²
擁壁工 L型擁壁 H=1.70~2.60	L=77.0m

下水道工事	
土工	1式
管布設工 開削VUφ200	L=632.0m
副管設置工	N=8箇所
1号組立人孔設置工	N=20箇所
小口径人孔設置工 レジンコンクリート製	N=3箇所
人孔嵩上げ工	N=1箇所
汚水柵設置工 塩ビ製 φ200mm	N=15箇所
上水道工事	
土工	1式
配水管布設工 GXダクティル鋳鉄管φ150	L=245.3m
仕切弁設置工	N=2箇所
消火栓設置工	N=1箇所
空気弁設置工	N=1箇所
給水管布設工 φ150×φ20	N=5戸

- (5) 予定価格 非公表
- (6) 工期 契約日の翌日から平成26年12月26日まで
- (7) 部分払 無
- (8) 前金払 無
- (9) 中間前金払 無
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結までに納入しなければならない。

2 入札参加資格要件等

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

(1) 特定建設工事共同企業体の要件

ア 平成26年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者2社による共同企業体とする。ただし、1社が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、すべての構成員が、30パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。

(2) 共同企業体の代表者の要件

ア 平成26年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」

に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 監理技術者として、「土木一式工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

ウ 出資比率が、構成員中最大の者であること。

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 平成26年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「土木一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

(4) 特定建設工事共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、「〇〇・□□特定建設工事共同企業体」とする。

(5) その他

一般競争入札公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）

(3) 技術者の配置予定書（別紙）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 技術者の配置予定書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成26年7月11日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成26年7月11日（金） 午後1時から ※図面については、入札情報公開システムによる閲覧以外にCDの配布を行う。配布期間は以下のとおり。 共同企業体入札参加申請書提出後から入札書提出前までの午前9時から午後5時まで （閉庁日・閉庁時間は除く）	共通事項2のとおり ※CDによる図面は、亀岡市役所3階契約検査課において共同企業体代表者に配布
共同企業体入札参加申請書等の受付	平成26年7月17日（木） 午前9時から午後5時まで 平成26年7月18日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成26年7月23日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知。	競争参加資格確認通知書をもって競争入札参加資格があるものとする。
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成26年7月16日（水） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成26年7月24日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成26年7月28日（月） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成26年8月5日（火） 午前9時から午後5時まで 平成26年8月6日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成26年8月7日（木） 午前10時00分	電子入札システムによる

※CDによる図面の配布については、平成26年7月17日（木）共同企業体入札参加申請書提出後から入札書提出までの間（閉庁日、閉庁時間を除く。）、亀岡市役所3階契約検査課にて、参加申請のあった特定建設工事共同企業体の代表者に配布する。受領の際、直接受領する者の印（認印でも可）を持参すること。

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請（共同企業体入札参加申請）を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、共同企業体入札参加申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 本案件は、亀岡市大井町南部土地区画整理組合との「基本協定書」に基づく依頼により、亀岡市が入札事務を代行しているものであり、契約の相手方（契約書における発注者）は、「亀岡市大井町南部土地区画整理組合理事長」となる。

(2) 予定価格及び最低制限価格は、「亀岡市大井町南部土地区画整理組合」の工事請負規程に基づき組合が設定する。

なお、組合では予定価格及び設計書等の公表は行っていないため、本案件も組合の取扱いどおり非公表とする。

(3) 今回のような前金保証を伴わない契約保証について、西日本建設業保証株式会社の保証は受けられないことについて注意すること。

(4) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(5) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(6) 落札者は、地元建設業支援のために、可能な限りにおいて地元業者を下請けに利用すること。

(7) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書を送信しようとして、パソコントラブル等により送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(8) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 （電話 0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第34号

南丹都市計画公園事業（5・5・303号 京都・亀岡保津川公園）の認可が平成26年7月11日付け亀岡市告示第168号により告示されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により公告する。

平成26年7月11日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 都市計画事業の種類及び名称
南丹都市計画公園事業
5・5・303号 京都・亀岡保津川公園
- 2 施行者の名称
亀岡市
- 3 事務所の所在地
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市整備課
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
亀岡市保津町鐘鋳島、正人淵、針ノ木新田、荒打及び上中島並びに追分町一本木地内
 - (2) 使用の部分
なし

「揭示済」

亀岡市公告第35号

平成26年7月11日付け亀岡市指令都計第44号をもって南丹都市計画公園事業（5・5・303号 京都・亀岡保津川公園）の認可があり、関係図書の写しの送付を受けたので、

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成26年7月11日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市整備課
- 2 縦覧する図書
都市計画法第60条第3項第1号及び第2号に掲げる図書の写し

「揭示済」

亀岡市公告第36号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

平成26年7月15日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 縦覧期間
平成26年7月15日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第37号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、亀岡市大井町南部土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届け出があった。

平成26年7月22日

亀岡市長 栗山正隆

役職	氏名	住所
理事長	田中正一	省略
副理事長	大釜三千雄	省略
副理事長	田中幸雄	省略
副理事長	小仲福男	省略
理事	大釜信弘	省略
理事	大釜友三	省略
理事	田中英美	省略
理事	田中泰弘	省略
理事	谷口源太郎	省略
理事	玉記舘雄	省略
理事	西村将雄	省略

「揭示済」

任免及び辞令

松本浩志

亀岡市防災会議委員に委嘱します

平成26年7月1日

小田博子

(各 通)

深澤則夫

栗山健

亀岡市公平委員会委員に選任します

平成26年7月10日

工藤和之

亀岡市総合計画審議会委員に委嘱します

任期は平成28年3月27日までとします

藤井伊

亀岡市総合計画審議会委員の委嘱を解きます

平成26年7月18日

長澤忠夫

田中義雄

山脇英富

(各 通)

栗山久美子

中村幸代

人見博子

眞継弘子

亀岡市農業委員会委員に選任します

平成26年7月20日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第13号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成25年度行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年7月15日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 西村克己

平成25年度行政監査結果に対する措置状況

指摘事項	講じた措置
<p>環境市民部</p> <p>(2) 減免基準に基づく決定は適正に行われているか。</p> <p>〔亀岡市営火葬場〕</p> <p>火葬場使用許可申請書の免除規定適用の有無の欄において、免除規定適用の根拠理由が記載されていないものがあった。</p> <p>減免規定を適用する場合は、火葬場使用許可申請書に減免理由を明確に記載されたい。</p>	<p>減免規定を適用する場合は、火葬場使用許可申請書に減免理由を記載するよう徹底することとした。</p>

「揭示済」

亀岡市監査公表第14号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成25年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年7月28日

亀岡市監査委員 関本孝一
 亀岡市監査委員 西村克己

平成25年度定期監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>亀岡市教育委員会 教育部 (教育総務課) (1) 小学校 ア 理科教材用薬品及び医薬品等の保管について 今回監査対象となった各小学校において、台帳がそれぞれ整備されていたが、台帳への記入誤り等が見受けられた。 薬品台帳について、適正な管理をされたい。</p> <p>イ 備品の管理について 今回監査対象となった各小学校において、台帳がそれぞれ整備されていたが、一部の小学校において、台帳への記入誤りが見受けられた。 備品台帳について、適正な管理をされたい。</p> <p>(2) 幼稚園 ア 切手の管理について 今回監査対象となった各幼稚園において、台帳がそれぞれ整備されていたが、一部の幼稚園において、前年度繰越の事務手続の時期に誤りが見受けられた。 切手台帳について、適正な管理をされたい。</p>	<p>理科実験用薬品及び医薬品等の保管については、施錠による薬品保管庫の管理及び薬品管理台帳等への記載と保存期限、在庫量の確認を定期的に行い、適正な保管管理に努めるよう再度徹底した。</p> <p>学校備品については、引き続き備品台帳等を整備し適正な管理に努め、備品台帳等への記載についても再度徹底した。</p> <p>切手の管理について、指摘事項を踏まえ、前年度繰越の事務手続を適正に行った。</p>

「揭示済」

亀岡市監査公表第15号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成25年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年7月30日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 西村克己

平成25年度定期監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>教育部</p> <p>イ 学校教育課</p> <p>日本スポーツ振興センター個人負担金における納入通知書の納付期限について、14日を超える日が記載されていた。</p> <p>財務規則には、会計年度単位等で定めた以外の収入金の納期限は、納入通知書を発する日から14日以内の日とすると定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>カ 中央公民館</p> <p>中央公民館使用許可申請書において、使用施設欄について使用する施設の記載がなく、使用料が不明瞭なものがあった。</p> <p>中央公民館使用料については、亀岡市中央公民館使用条例第6条（別表）で定められており、使用料を決定するにあたっては使用施設を示す必要がある。</p> <p>使用許可事務について適正に処理されたい。</p>	<p>監査結果で指摘のあった「日本スポーツ振興センター個人負担金の納付期限」について、平成26年度から亀岡市財務規則第31条第4項に基づき、納付書を発する日から14日以内の日を記載するよう徹底した。</p> <p>申請者から使用許可申請書が提出される際、申請書に必要な項目を記入してもらうよう徹底するとともに、記入の漏れがないか再度確認し、適正に使用許可事務の処理を行うこととした。</p>

「揭示済」

教育委員会欄

任免及び辞令

(各 通)

井 尻 利 守
 西 田 昭 文
 田 中 太 郎
 桂 美 鶴
 工 藤 和 之
 丸 山 一 久
 美 馬 喜代子
 宝 積 玄 承
 前 田 厚 子
 田 中 曜 次
 松 井 やす子
 竹 岡 順 子

亀岡市社会教育委員に委嘱します
 任期は平成28年6月30日までとします
 平成26年7月1日

(各 通)

藤 田 慶 子
 市 岡 悦 子
 倉 岡 千 春
 小 林 共 平

亀岡市図書館協議会委員に委嘱します
 平成26年7月15日

選挙管理委員会欄

告 示

亀岡市選挙管理委員会告示第45号

平成26年7月6日執行の亀岡市農業委員会
 委員一般選挙における当選人の住所及び氏名は、
 次のとおりである。

平成26年7月8日

亀岡市選挙管理委員会
 委員長 野崎千恵子

選挙区	住 所	氏 名
第1選挙区	省略	中 澤 克
	省略	櫻 井 邦 男
	省略	長 澤 滋
	省略	山 田 孝 夫
	省略	村 上 理
	省略	浅 野 良 男
第2選挙区	省略	森 良 之
	省略	並 河 忠 平
	省略	赤 澤 祥 一
	省略	森 哲 男
	省略	齋 藤 則 夫
	省略	高 向 治 史
第3選挙区	省略	大 石 幸 司
	省略	楠 謙 一
	省略	俣 野 幸 雄
	省略	永 田 吉 郎
	省略	茨 木 儀 一
第4選挙区	省略	廣 瀬 照 雄
	省略	畑 憲 雄
	省略	八 木 榮 三
	省略	平 井 國 晴

第4選挙区	省略	酒井省五
	省略	吉田喜代志

「揭示済」

公平委員会欄

告示

亀岡市公平委員会告示第5号

下記の団体は、地方公務員法第53条の規定に適合することを認め、これを登録したので、職員団体の登録に関する規則第10条の規定により次のとおり告示する。

平成26年7月29日

亀岡市公平委員会

委員長 小田博子

1 登録団体

亀岡市職員連絡会

代表者役職氏名 会長 山内 剛

(主たる事務所所在地)

亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所内

2 登録年月日 平成26年7月29日

3 登録番号 平成26年公平第5号

「揭示済」

農業委員会欄

公 告

亀岡市農業委員会公告第3号

第22期亀岡市農業委員会委員の所属部会を
 亀岡市農業委員会互選規程第16条に基づき、
 別紙のとおり公告する。

平成26年7月22日

亀岡市農業委員会
 会長 田中義雄

亀岡市農業委員会部会委員名簿

農地部会（18名）

議席	氏名	住所
1号委員	櫻井 邦男	省略
2号委員	八木 榮三	省略
3号委員	中村 幸代	省略
4号委員	赤澤 祥一	省略
5号委員	森 良之	省略
6号委員	平井 國晴	省略
7号委員	山脇 英富	省略
8号委員	村上 理	省略
9号委員	高向 治史	省略
10号委員	茨木 儀一	省略
11号委員	俣野 幸雄	省略
12号委員	浅野 良男	省略
13号委員	廣瀬 照雄	省略
14号委員	人見 博子	省略
15号委員	齋藤 則夫	省略
16号委員	長澤 滋	省略
17号委員	楠 謙一	省略
18号委員	吉田 喜代志	省略

農業振興部会（16名・内兼務4名）

議席	氏名	住所
1号委員	森 良之	省略
2号委員	楠 謙一	省略
3号委員	栗山 久美子	省略
4号委員	長澤 滋	省略
5号委員	平井 國晴	省略
6号委員	田中 義雄	省略
7号委員	畑 憲雄	省略
8号委員	長澤 忠夫	省略
9号委員	大石 幸司	省略
10号委員	並河 忠平	省略
11号委員	中澤 克	省略
12号委員	森 哲男	省略
13号委員	酒井 省五	省略
14号委員	山田 孝夫	省略
15号委員	永田 吉郎	省略
16号委員	眞継 弘子	省略

「揭示済」